

(総 則)

- 第 1 条 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別紙の仕様書及び
図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、関係諸法令等を遵守し、この契約を履行し完了しなければならない。
- 2 乙は、法令等に違反した場合には、速やかに、書面により甲への報告を行うこと。
- 3 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約で定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 この契約書の定めと仕様書等の定めが相違がある場合は、仕様書等の定めが優先されるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第 2 条 乙は、信義をもって誠実に受託業務を履行するものとし、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(再委託等の禁止)

- 第 3 条 乙は、甲の承認を得た場合を除いて、受託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

(施設等の使用管理)

- 第 4 条 甲は、委託業務遂行上必要な設備若しくは物品等を無償で使用させることができる。
- 2 乙は、前項の物品等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(損害賠償責任)

- 第 5 条 乙が故意又は過失により、前条に定める物品等を損傷若しくは紛失したときは、乙はその賠償の責を負わなければならない。
- 2 本委託業務処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、すべて乙が負担するものとし、甲はその責を負わないものとする。ただし、その発生が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(処理状況の調査)

第 6 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更)

第 7 条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(期限の延長)

第 8 条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なく甲に対して、その理由を附して履行期限の延長を求めなければならない。

(遅延違約金)

第 9 条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、甲は、遅延違約金を徴して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金は、遅延日数に応じ、契約期間全体の総額に年 5 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。）とする。

(検査及び引渡し)

第 10 条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲の指示する目的物及び完了報告書等（以下「関係図書等」という。）を甲に提出して、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は関係図書等を受領したときは、その日から 10 日以内に検査を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となったときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。

4 乙は、甲から検査合格の通知を受けたときは、当該関係図書等を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第 11 条 乙は、前条第 4 項の規定による通知を受けたときは、甲の指示する手続に従って契約金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙の支払請求があったときは、その日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により、前項の期間内に委託料を支払わないときは、その未支払金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により指定された率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

(甲の催告による解除権)

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間

内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念上に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人もしくは使用人がこの契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人もしくは使用人が、正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施にあたり、甲の指示に従わないとき、又はその職務の遂行を妨害したとき。
- (5) 前号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 12 条 の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第 2 条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 契約の業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利または義務を譲渡等したとき。
- (8) 乙が契約の全部または一部の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令または納付命令において、この契約に関して同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされるとき。
- (11) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法第 96 条の 6 または同法 198 条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 12 条 の 3 第 12 条及び第 12 条の 2 の規定により契約が解除された場合において、当該解除が納入期限後に行われたときは、甲は、納入期限の翌日から解除の日（願い出に基づく場合は、その願出書受理の日）までの日数に応じ、契約金額に年 5 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又は全額を切り捨てる。）を徴収するものとする。

（協議による解除）

第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約の全部又は一部を解除することができる。

（契約解除に伴う措置）

第 14 条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について意義を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 12 条又は第 12 条の 2 の規定によるときは甲が定め、前条の規定によるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

第 15 条 乙は、第 12 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約期間全体の総額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 12 条の 2 第 11 号のうち、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第 16 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（予算の減額等による契約変更等）

第 17 条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る支出予

算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(業務責任者の届出)

第18条 乙は、本契約の履行に関し、乙の従業員の中から責任者を定め、かつ、甲に届出をし、その者に他の業務員を指導監督させるとともに、甲との連絡に当たらせなければならない。

(秘密の保持)

第19条 本契約の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(契約不適合)

第20条 乙は、甲が契約内容に適合しないことを知った日から起算して6月以内に発見された契約内容に適合しない目的物について、甲の指定する期限までに甲乙の協議により決定した方法による履行の追完をするものとする。

2 甲は、前項の契約内容に適合しない目的物の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる（ただし、乙の責めに帰すべき事由がない場合を除く）。

(契約外の事項)

第21条 本契約書に定めのない事項等この契約に関し疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲乙その1通を保有する。